
五 泉 地 域 衛 生 施 設 組 合
中 間 処 理 施 設 整 備 ・ 運 営 事 業
対 面 的 対 話 に お け る 議 事 録

令和2年9月30日

五泉地域衛生施設組合

対面的対話における議事録

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書	14	第3章	6	(1)		予定価格	予定価格について、建設費と運営費とでは財源が異なると考えます。その為各々予算の上限が設定されていると思いますが、内訳についてご教授頂けないでしょうか。	建設費と運営費、個別での上限額は今回、設けていません。
2	入札説明書	25	第6章	3	(6)	②	物質収支	灰系統については、主灰を鉄類・不適合物に分離しない場合、鉄類・不燃物の重量は記載不要と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。ただし、基礎審査において確認する場合があります。
3	入札説明書	45	別紙6	2			モニタリングの方法	モニタリングの項目について、具体的な明記はありませんが、対象となる項目については事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	事業者提案を受けて、組合との協議により決定します。
4	要求水準書	21	第2章	1	(3)	エ	搬入形態	現行の組合不燃物処理センターを見学した際、びん類の空コンテナを貯留されていました。今回建設の新施設で、空コンテナの指定貯留量(広さ)のご指定があれば御教示願います。 この場合、びん搬入した車両が荷下ろし後に空コンテナを引き取ることでよろしいでしょうか。 また、現行組合の空コンテナは、買い物かごのように段積みでき高さを抑えることができますが、構成市町のびん収集コンテナも同様な仕様であると考えてよろしいでしょうか。	空きコンテナの指定貯留量の広さは、入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)No89を参照してください。 空きコンテナの引き取り及びコンテナの仕様についてはお見込みの通りです。
5	要求水準書	22	第2章	1	(3)	ケ	(ウ)安定運転	『(ア)に1日5時間の処理を行うこと』とありますが、搬入ごみを適切、かつ安定的に処理する前提において、1日あたりの処理量及び処理時間が多少前後することは可能と理解してよろしいでしょうか。	施設規模以上、5時間以上の処理を行わない前提でお見込みの通りです。
6	要求水準書	41	第2章	1	(8)	エ	保証事項	緊急作動試験の項目の保証条件として、「全停電から1炉立上げ、全炉の定常運転までが問題なくできること。」とありますが、これは商用電源を使用して行うものと考えてよろしいでしょうか。	全停電から立ち上げる際の電源としては、商用電源と非常用発電機が考えられますが、指定はありません。なお、保証条件にある「電力会社の受電、蒸気タービン発電機、非常用発電装置が同時に10分間停止してもプラント設備が安全で非常用設備が作動すること。」を確認する試験と「全停電から1炉立上げ、全炉の定常運転までが問題なくできること。」を確認する試験は、試運転期間内であれば別の日でも実施しても構いません。
7	要求水準書	48	第2章	2	(1)	ア	洗車場	動線を考慮しつつ、目立たない場所に設置すると記載がある一方で、P146の表2-41の各施設の建物に係る諸元(エネルギー回収型廃棄物処理施設(参考)に屋外設置とあります。 洗車場の設置場所に関しては動線を考慮し且つ外部から目立たぬように配置することを前提に建屋内に計画してもよろしいでしょうか。	臭気対策を講じる前提で提案を可とします。
8	要求水準書	51	第2章	3	(1)	エ	火災対策	消防設備は消防法規を遵守して設ける。危険と考えられる箇所については、建設事業者の提案によるものとし、各設備の内容は、所轄消防署と協議の上決定する、とありますが、本施設のようなごみ処理施設の場合危険物の規制に関する政令の規定する「危険物取扱所」となる場合、原則平屋や地階の禁止などから逸脱するため消防殿の個別判断により特例の適用が必須となり、その扱いや特例の条件や消防殿の個別指導を受けることとなります。 これらは事業者にて判断不可能なため、その際は入札説明書「別紙4 リスク分担表」の法令等の変更リスク等「本事業に直接関係する法令等の変更等」、および設計変更リスク「組合の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの」扱いとし、貴組合と変更協議対象になるものと解釈してよろしいでしょうか。その他許認可に対しても、事業者にて想定不可能な指導については同様の解釈をしてよろしいでしょうか。	ご質問にある事項は変更協議対象とはなりません。なお、対話時にご質問がありました、提案書作成期間中における所轄消防署との協議実施については、組合としてはこれを妨げませんが、実施設計段階における所轄消防署の指導等に基づき設計してください。提案書作成期間中における指導等の内容と、実施設計段階における指導等が異なる場合においても変更協議対象とはなりませんので注意してください。 提案書作成期間中における所轄消防署との協議を希望の場合は、組合へ事前に連絡してください。
9	要求水準書	51	第2章	3	(1)	エ	火災対策	既設の消防指導、危険物取扱所の規制上の取り扱い及び対応内容をご提示願います。 また、消防設備は消防法規を遵守して設ける、危険と考えられる箇所については建設事業者の提案によるものとし、各設備の内容は所轄消防署と協議の上決定する、とありますが、実施設計時までは消防の指導内容が確定しないため、提案書提出時は既設の指導対応内容と同様の対応としておくことでよろしいでしょうか。万一、実施設計時に既設の指導内容以上の指導を受けた場合、変更協議対象になるものと解釈してよろしいでしょうか。	既存施設の建設時の消防指導及び対応内容については不明です。 また、ご質問にある事項は変更協議対象とはなりません。 なお、提案書においてはご質問にある方法での提出は可としますが、基礎審査において詳細を確認する場合があります。 対話時にご質問がありました、提案書作成期間中における所轄消防署との協議実施については、前項の回答を参照してください。
10	要求水準書	109	第2章	4	(7)	キ	缶破砕機	缶破砕機と除袋機を分離して設置する提案は可能でしょうか。	提案を可とします。
11	要求水準書	113	第2章	4	(8)	エ	プラスチック製容器包装選別機	(オ)特記事項bに『2種選別の場合は必要により粒度選別機と組み合わせること』とありますが、組み合わせではなく、プラスチック容器包装選別機として粒度選別機単体を設置する提案は可能でしょうか。	提案を可とします。

対面的対話における議事録

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
12	要求水準書	129	第2章	5	(1)	キ	非常用電源設備	全停電時やコンベヤ上での火災発生時は、破砕機より後段のコンベヤを稼働させて搬入物をごみピットに送るよりも、破砕機より後段のコンベヤを停止し、その場で散水消火の方がより安全かつ効果的にプラントを停止できると考えます。本火災対策を採用する場合、非常用電源設備の負荷対象に破砕機より後段のコンベヤを見込まないこととしてよろしいでしょうか。	要求水準書の通りとします。
13	要求水準書	151	第2章	6	(2)	ケ	(ク)ストックヤード	「b 搬出口にはシャッターを設け、シャッターを閉めた状態で積込み、荷下ろしができるようにする。」とありますが、必須条件でしょうか。	必須条件としてください。
14	要求水準書	172	第3章	3	(3)	ウ	料金徴収代行	料金徴収について、現在は各市町で持ち込みごみの処理金額が違うと思料致しますが、今後については同一料金となる予定でしょうか。	入札説明書等に関する質問に対する回答(第2回)において回答します。
15	要求水準書	187	第3章	9	(1)	ウ	清掃業務	施設的美観や衛生・清潔さを保つ前提の上で (b) 定期清掃でご指定の清掃方法については、外来者が使用する範囲を基本として考えてよろしいでしょうか。 (c) 特別清掃については、表3-6(特別清掃)の作業範囲・作業方法を協議とさせていただきます。 炉室・工場棟内清掃、外壁・サッシ、吹込みダクト等の清掃については、高所作業の重機が必要となる場合も想定され、維持管理費にも影響しますので、作業範囲・作業方法を協議させていただきたいという主旨です。 なお、ダクト清掃の洗浄仕上げは、ロボット等で全ての空調ダクトを清掃することでしょうか。 ダクト清掃時、養生も必要となり焼却運転にも影響を及ぼすため、ダクト清掃の範囲について焼却運転に支障のない範囲として考えてよろしいでしょうか。	(b) 定期清掃のご質問については、外来者が使用する範囲の他、組合職員及びSPC職員が使用する部屋全般とお考えください。 (c) 特別清掃のご質問については、要求水準書の記載にあるとおり、あらかじめ組合と協議を行ったうえで実施していただきます。協議は、清掃計画書を作成する段階を想定しています。組合としては、高額な維持管理費を要したり、施設の運転に支障を及ぼしてまでの清掃は求めませんが、特に炉室やリサイクルセンターの機械室等は、ダクトや機器の上部に埃の堆積が起りやすいため、全体炉時期(エネルギー回収型廃棄物処理施設)や休日(マテリアルリサイクル推進施設)等にエア吹きを行うことなどを要求しています。 ダクト清掃の洗浄仕上げについては、ダクトの外側に対し前述したエア吹きを主とした対応を要求しています。ダクト内部をロボット等で清掃することまでは意図していません。 外壁・サッシについては、例えば機器冷却水冷却塔廻りや見学者から見える面等については特に配慮してください。
16	添付資料24						リサイクル収集日	現行組合の不燃ごみ、粗大ごみ、資源物収集運搬に係る品目別車両台数(令和元年度)では、主に 第1・3週 不燃ごみ・粗大ごみ 第2・4週 缶類、びん類 の収集となっております。 今後現行組合の不燃ごみ・粗大ごみ、缶類、びん類の収集は変わらない想定でよろしいでしょうか。 また、現行組合で受け入れていない阿賀野市・阿賀町の収集品目別の車両台数をご提示をお願いいたします。	収集日については、入札説明書等に関する質問に対する回答(第2回)において回答します。 現行組合施設では、五泉市、阿賀野市(安田地区)、阿賀町の受入れを行っており、今後も収集範囲は変更しない予定です。収集品目別の車両台数については、要求水準書添付資料24に阿賀野市(安田地区)、阿賀町それぞれ含まれておりますので参照してください。
17	様式集 (Word版)	64~68	様式第17号	2-1~2-3			地元企業や地元住民への配慮	プラント工事と土工工事(甲型JV)を乙型JVとした参加体制の場合の地元貢献金額の算定方法について確認させてください。	乙型JVの場合は、構成企業それぞれの工事請負金額としてください。そのうちの甲型JVの工事請負金額は出資比率で按分してください。なお、地元貢献額は、元請け(JV)、一次下請け、二次下請けの順に優先して記載し、地元貢献として計上したJVからの下請け、地元貢献として計上した一次下請けからの二次下請けは、2重計上となりますので、計上しないようにしてください。
18	様式集 (Word版)	64~68	様式第17号	2-1~2-3			地元企業や地元住民への配慮	土工工事を地元企業A(支店・営業所)と地元企業B(本社・本店)の体制の甲型JVとした際、一次下請け若しくは二次下請けで本社・本店のある地元企業に発注する場合の地域貢献金額のカウント方法をご教示願います。	地元貢献額は、元請け(JV)、一次下請け、二次下請けの順に優先して記載し、甲型JVについては、当該JVの工事請負金額を構成企業の出資比率で按分してください。JVが地元企業のみで構成される場合、当該JVから発注する一次下請け、二次下請けへの発注金額は、2重計上となりますので、地元貢献金額として計上はできません。 なお、様式第17号2-2及び2-3で本店又は本社、支店又は営業所を区別してください。
19	入札説明書等に関する質問に対する回答	6	2	45			保証事項	【入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回) No45について】 燃焼室出口および集じん装置入口のガス温度について、「測定開始前に、計器の校正を組合立会のもとに行う。」とありますが、運転中に校正を行うことは困難なため、他施設では代わりに検査報告書の結果で確認することでご了解をいただいています。 本事業では、質疑回答において、「要求水準書のとおりとします。」とありますが、事業者提案の方法で不可な理由をご教示いただきたく願います。	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)を「お見込みの通りです。」に変更します。
20	入札説明書等に関する質問に対する回答	7	2	55			プラントホーム (カ)特記事項	【入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回) No55について】 「壁なしの屋根のみは不可となります」とありますが、ランプウェイの「ドーム型」の壁の範囲は事業者にて提案するものと理解してよろしいでしょうか。	ランプウェイは、全て屋根及び壁で覆うことで計画してください。
21	入札説明書等に関する質問に対する回答	7	2	59			炉体鉄骨	【入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回) No59について】 「支持鉄骨は30m級の場合、建築基準法に準拠」とありますが、プラント架構が31m以下の場合、火力発電所の耐震設計規定に基づき設計を行うことと理解してよろしいでしょうか。	ご質問の場合においても、プラント架構は重要設備のため、入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)のとおり、建築基準法に準拠した設計(保有水平耐力計算)として考えてください。

対面的対話における議事録

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
22	入札説明書等に関する質問に対する回答	8	2	62			ボイラ用薬液注入装置	【入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回) No62について】 ボイラ水保缶剤は定常供給するものではないため、水槽容量は7日分ではなく、その他仕様も含めて事業者にて提案することとしてよろしいでしょうか。という質問に対し、「要求水準書」のとおりとの回答がありますが、これは、要求水準書のタンク容量が【 】付表記なので、事業者にて選定してよいという理解でよろしいでしょうか。その場合は、特記事項(f)に記載の「薬品の貯留能力は基準ごみ時の使用量の7日分以上とする。」は必須事項ではないと解釈してよろしいでしょうか。	ボイラ水保缶剤は、【1】回分以上として計画してください。【 】の取扱いは、要求水準書P1、1、(3)、イ【 】書きで仕様が示されているもの とします。以上を踏まえ、要求水準書P70及びP71を以下の通り読み替えてください。様式集(Excel版)様式第13号-1(1)設計数値表においても、以下に準じて記載してください。 b 主要項目 (b)タンク ii)容量 希釈水槽原水槽【 】L(【1】回分以上) d 特記事項 (f)貯留能力は、1回分以上とする。
23	入札説明書等に関する質問に対する回答	8	2	63			集じん装置	【入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回) No63について】 「数室には分割せずに、一部のろ布が破孔した場合においても所定の能力を維持できるようにろ布の本数(ろ過面積)に余裕を持った設計とすることでよろしい。」とあることから、「所定の能力を維持」するためには、一時的に焼却運転を停止して補修作業を行うことも可であると考えられますが、そのように理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
24	入札説明書等に関する質問に対する回答	9	2	73			粗破砕機	【入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回) No73について】 「できるだけ粗破砕機で対応する仕様」とありますが、トータルシステムとして前段の粗破砕機+後段の高速回転式破砕機で検討しております。スプレー缶は後段の高速回転式破砕機での対応を考えており、他の自治体のリサイクル施設でも採用実績がございますので、事業者提案も可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
25	入札説明書等に関する質問に対する回答	13	2	129			料金徴収代行	【入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回) No129について】 「現在は自己申請により区別しております」とありますが、ごみ受入において一般ごみと粗大ごみの混載は今後は想定されておりますでしょうか。	お見込みの通りです。
26	入札説明書等に関する質問に対する回答	13	2	129			料金徴収代行	【入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回) No129について】 「現在は自己申請により区別しております」とありますが、ごみ受入において一般ごみと粗大ごみの混載は今後もないものと考えてよろしいでしょうか。	混載はあるものと想定しています。